

# 施設使用料金表

## 《 大ホール 》 基本使用料（税込み）

令和元年10月1日

		午前	午後	夜間	全日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
		室料	室料	室料	室料
大ホール（1,186名）		12,520	20,870	26,170	52,350
付 属 設 備 等	第1楽屋	410	620	730	1,570
	第2楽屋	410	620	730	1,570
	第3楽屋	1,040	1,570	1,880	3,660
	シャワー室	200	200	200	520
多目的室（90名）		3,140	4,680	4,680	9,870

## 《 研修室 》 基本使用料（税込み）

		午前	午後	夜間	全日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
		室料	室料	室料	室料
3階	301研修室	1,150	1,570	1,570	3,450
	302研修室	1,150	1,570	1,570	3,450
	303研修室	1,150	1,570	1,570	3,450
	304研修室	2,090	2,720	2,720	6,110
4階	401研修室	3,140	4,680	4,680	9,870

※冷暖房の実施期間（冷房 毎年7月1日～9月30日／暖房 毎年12月1日～翌年3月31日）

室料の30%を加算いたします。

- ◎ 特に許可を受けて使用時間区分を超過して使用する場合は、「超過使用料」を徴収し、使用時間前後1時間の延長を許可することがあります。この場合の使用料金は次のとおりです。
  - (1) 開館時間内で超過使用する場合
    - 1時間以内 使用料の50%
    - 1時間を超えて2時間以内 使用料の100%
  - (2) 開館時間外で超過使用する場合
    - 1時間以内 使用料の100%
    - 1時間を超えて2時間以内 使用料の200%
  
- ◎ 使用者が入場者から「入場料等」を徴収する場合、又は営業の宣伝やその他これに類する目的を持って使用する場合（以下「営業の宣伝等」という。）は、下記のとおり使用料に対して加算額がかかります。ただし、入場料等の額に段階があるときは、最高額をもって入場料等の額とします。
  - (1) 営業の宣伝等の目的で使用する場合 使用料の100%
  - (2) 3,000円以下の入場料等を徴収する場合 使用料の100%
  - (3) 3,001円以上の入場料等を徴収する場合 使用料の150%
  - \* 使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
  - \* 使用時間が使用区分に満たない場合でも時間割計算はいたしません。
  
- ◎ 冷暖房装置を使用する場合は、使用料の30%に相当する額を別に徴収します。
  
- ◎ 冷暖房の実施期間は原則として次のとおりです。  
(冷房 毎年7月1日～9月30日／暖房 毎年12月1日～翌年3月31日)
  
- ◎ 使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
  
- ◎ 使用時間が使用区分に満たない場合でも時間割計算はいたしません。